

広島市郷土資料館指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市郷土資料館 広島市南区宇品御幸二丁目6番20号
- (2) 設置目的
郷土の歴史に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的とする。
- (3) 事業内容
 - ア 郷土資料の収集、保管、展示及び供用
 - イ 郷土資料の観覧及び利用に関する必要な説明、指導及び助言
 - ウ 郷土資料に関する調査研究
 - エ 郷土資料に関する年報、解説書等の作成及び頒布
 - オ 郷土資料に関する講演会、講習会等の開催
 - カ その他教育委員会が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市文化財団

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島市文化財団
- (2) 非公募とする理由
博物館の管理運営には次の点が必要であり、経験を積んだ相当数の専門職員を確実に確保する必要がある。このため、専門的知識や豊富な経験を持つ職員を多く有する公益財団法人広島市文化財団を非公募により指定管理者とする。
 - ア 博物館法の規定により、専門職員として学芸員等の配置が必要である。
 - イ 博物館事業の中核である「資料の収集・整理・保管・展示・教育」という一連の業務が遂行できる知識・技術の蓄積が必要である。
 - ウ 博物館の種別ごとに必要となる学術分野における調査・研究能力とその実績を備えている必要がある。
 - エ 該当する学術分野の地域事象に対して精通している必要がある。
 - オ 博物館、大学等の研究機関等との人的ネットワーク及び対外的信用の蓄積が必要である。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
 - ア 休館日
 - (ア) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日の翌日でない日
 - (イ) 休日の翌日
 - (ウ) 8月6日
 - (エ) 12月29日から翌年1月3日まで
 - イ 開館時間
午前9時から午後5時まで
 - ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
 - ア 郷土資料館の事業の実施に関すること。
 - イ 郷土資料館への入館の制限に関すること。
 - ウ 郷土資料館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - エ その他教育委員会が定める業務
 - オ 特記事項
 - (ア) 利用料金制を導入済み。
 - (イ) 郷土資料の複写手数料の収納事務を委託する。
 - (ウ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
- (6) 配置人員
 - ア 8人を標準とする。
 - イ 専門職員の配置
配置人員のうち、学芸員及び教員経験者をあわせて5人を標準とする。ただし、学芸員は必置とする。
 - ウ 防火管理者の配置
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

4億3,757万1千円

なお、指定管理期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
また、指定期間中に業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。

(8) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

(ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

(イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

(ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

| 評価項目 | 適・否 |
|---|-----|
| 【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。 | |
| 【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 施設の利用促進に係る基準値が達成されるものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。 | |
| 【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。 | |
| 【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。 | |

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

| 確認項目 | 取組状況 |
|--|---------|
| 【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況 | 達成・未達成 |
| ② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合 | 該当・非該当 |
| 【環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション2.1の取得 | 有・無 |
| 【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定 | 策定済・未策定 |
| ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 | 有・無 |
| ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定 | 策定済・未策定 |
| ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 | 有・無 |
| 【地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合 | 該当・非該当 |
| 広島市内に本店がなく支店がある場合 | 該当・非該当 |
| 広島市内にその他事業所等がある場合 | 該当・非該当 |
| ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合 | 該当・非該当 |
| 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合 | 該当・非該当 |
| 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合 | 該当・非該当 |